

令和5年度（2023年度）第1回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年5月17日（水）午後1時30分開会

場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

## 1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第1回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、令和5年度の第1回目、また、委員の任期が改まってからの初めての審議会です。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が3名、オンラインでの出席が9名、合わせて12名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

審議会の運営につきましては、冒頭の出席者数の報告でも触れましたように、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

## 2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境政策課長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

○阿部環境政策課長 委員の皆様におかれましては、本日、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今回は、委員改選後、初めての審議会となります。多くの委員の皆様においては、委員再任にご理解をいただきまして、誠にありがとうございました。これから2年間、どうぞよろしくお願いたします。

ご案内のとおり、本日の会議では、審議に先立ちまして、新たな委員のご紹介と会長の選任を行っていただきます。その後、審議案件が3件で、いずれも風力発電事業となっておりますほか、昨年度からの継続となりまして、環境審議会から意見を求められております地域脱炭素化促進区域に係る道基準案についての1件となります。

本日も長時間にわたる会議になることが予想されますが、会議の円滑な運営に何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

### ◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） それでは、資料の確認に入る前に、今期から新たに委員に就任いただいた方をご紹介します。

前回の審議会では、水質の専門家として委員をお願いしておりました笠井美青委員の退任をお知らせいたしました。今回から後任として北海道大学農学研究院の桂真也委員を新たにお迎えしております。

桂委員、どうぞよろしくお願いたします。

ここで、一言、ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○桂委員 私は、ご紹介をいただきました北海道大学農学研究院の桂と申します。今回、笠井委員の後任として着任をさせていただきました。同じ研究室の者ですので、引き続き土砂や水の濁りという観点で審議をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 桂委員、どうもありがとうございました。これからどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-3、資料2-1と資料2-2、資料3-1から資料3-3、資料4-1から資料4-3となっております。また、その他-1、その他-2に加えて、次第にはありませんが、その他-3を配付しております。さらに、オンラインでご参加の委員の皆様には、先ほどメールにて3の基本的な考え方という番号なしの1枚物の資料をお送りしております。会場の方には配付しておりますが、配付漏れはございませんでしょうか。

まず、資料1-1から資料1-3について先にご説明させていただきます。

こちらは、今回が委員改選後の初めての審議会であることからお配りしているもので、当審議会やアセスメントの制度についての概要となっております。

新たに就任された桂委員には事前にご説明をしていることもあり、説明は省略させていただきますので、適宜、ご参考にいただければと存じます。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日は、第23期北海道環境影響評価審議会委員による初めての審議会でございますので、改めて会長の選出を行います。

会長の選出は、資料1-1の裏面にあります条例第58条第2項において委員が互選することとなっておりますため、互選により行わせていただきます。

なお、会長選出までは事務局が進行を務めさせていただきます。

続きまして、議事(2)は、1回目の審議となります(仮称)石狩市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。薄い緑色の図書で関西電力株式会社の事業であり、石狩湾では10件目の洋上風力発電事業の計画となります。事務局からの事業概要の説明と主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、20分程度を予定しております。

議事(3)と議事(4)は、いずれも本日が2回目の審議となります(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書についてと(仮称)島牧ウィンドファーム事業環境影響評価準備書についてです。小樽余市は2分冊になっている濃い水色の図書で双日株式会社の事業、島牧は薄い水色の図書でコスモエコパワー株式会社の事業です。事務局からの意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、それぞれ40分程度を予定しております。

なお、両議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者及び報道機関の方にはご退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。

議事（５）は、前回ご説明しました地球温暖化防止対策条例に基づく地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について、改めてご報告をいたします。

### ３．議 事

○事務局（石井課長補佐） それでは、これより議事に移ります。

議事（１）は、会長の選出についてです。

先ほども申しましたように、会長は委員が互選することとされております。

会長の互選の方法については、従来、委員の皆様からご推薦をいただく方式を取っております。前期の審議会では露崎委員に会長をお引き受けしていただいておりますが、今回、どなたかからご推薦はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（石井課長補佐） 特にないようでしたら、事務局から引き続き露崎委員に会長をお願いすることを皆様にお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（石井課長補佐） 賛成ということですが、露崎委員、ご承認をいただけますでしょうか。

○露崎委員 承りました。

○事務局（石井課長補佐） お引き受けをいただけるということで、会長は露崎委員に決定しました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、露崎委員は、来年４月で委員任期が満了となり、退任される予定でありますことから、１年後には新たに会長を選出する必要があることを申し添えます。

それでは、露崎会長、これからの議事進行をどうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 １年ではありますけれども、引き続き会長に選出されました露崎です。よろしくお願いいたします。

自分がこの委員を始めた頃に比べると、年々、難しい案件が増えているような気がしています。その理由は皆様も重々ご承知かと思いますが、これからもよりよい評価ができるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料１－１の裏面の４の審議会の組織及び会議等の条例第５８条第４項において、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されていますので、私からは、前の任期と同じく、奈良委員を指名いたしたいと思っておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 奈良委員もよろしいですか。

○奈良委員 よろしくお願ひいたします。くれぐれも事故がないようによろしくお願ひします。

○露崎会長 頑張ります。

続きまして、議事（２）に入ります。

本日が１回の審議となります（仮称）石狩市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（五十嵐主事） 事務局の五十嵐です。よろしくお願ひいたします。

本事業は、石狩市沖の一般海域で計画されている洋上風力発電事業で、いわゆる再エネ海域利用法の促進区域を活用予定となっており、本海域では１０件目となります。

それでは、薄い緑色の図書及び、一部、資料２－１も用いまして、事業概要の説明を行います。

まず、図書からですが、事業者は、表紙に記載がありますとおり、関西電力株式会社です。

本配慮書は、本年２月２２日付で受理し、本審議会には３月２日付で諮問をさせていただいております。

なお、知事意見は事業者から７月１２日までを期限として求められております。

縦覧については既に終了していますが、２月２４日から７月７日まで行われておりました。

それでは、図書の中身に入ります。

まず、５ページを開いていただきまして、２．２．３をご覧ください。

こちらは発電所の出力等の記載でありまして、総出力が最大１７８万５，０００キロワット、単機出力が１万２，０００キロワットから１万５，０００キロワットの着床式の風力発電機を最大１３０基、洋上に設置する計画となっております。

次に、その下の２．２．４は区域及び面積等の概況となりますが、区域の図は次の６ページにありますので、そちらも併せてご覧ください。

事業実施想定区域は石狩市沖の沿岸から約２キロメートルから約５．７キロメートルで、水深は１５メートルから５０メートル程度、面積は約１万３，０００ヘクタールとなっております。

本事業における関係地方公共団体は、石狩市、札幌市、小樽市、当別町及び増毛町とされています。

続きまして、事業実施想定区域の設定について、主なものを抜粋して、１２ページからの図を用いて説明いたします。

まず、１２ページ、１３ページをご覧ください。

こちらは風況と水深等の図ですが、平均海面から高度１４０メートルにおいて風況は年風速６．５メートル毎秒以上であり、着床式の風力発電機の設置が想定される沿岸から水

深は約50メートル以浅を条件に区域を絞り込んでおります。

続いて、15ページは、港湾区域等についてです。

区域は、港域や港湾区域、漁港区域等を含まないよう設定されております。

次に、1ページめくっていただきまして、16ページは自然公園法への配慮についてです。

区域周辺には暑寒別天売焼尻国定公園が存在しますが、区域はそれを含まないように設定されております。

また、1枚めくっていただきまして、19ページの藻場についてですが、こちらは区域に含まれておりません。

以上が区域から除外している部分を主にした説明です。

一方で、次の20ページ、21ページをご覧ください。

20ページを見ると、生物多様性の観点から重要度の高い海域が区域のほぼ全域と重複しており、21ページを見ますと、石狩市が定めている風力発電ゾーニング計画書における環境保全エリアが区域と重複しております。

これら区域への今後の配慮等については、資料2-1でそれぞれQ&Aの形で事業者に質問をしていますので、一旦、そちらを説明させていただきます。

まず、重要度の高い海域について、資料2-1の1枚目の裏の2ページの質問番号2-3の①をご覧ください。

図書には、この重要海域への影響を回避できない場合は、区域の絞り込みを含めて検討する旨の記載がありましたが、本事業区域と当該区域はほぼ全域が重複しており、影響回避のための絞り込みの余地はないが、絞り込みとは何を指しているのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、今後の環境影響評価手続の現地調査の結果を基に、影響について絞り込みをしていくとのことでした。

また、ゾーニング計画については、1枚戻っていただき、1ページの質問番号2-2の②をご覧ください。

石狩市のゾーニング計画について、現段階での市との協議状況を質問しました。これに対して、事業者からは、石狩市の環境課と2022年10月に1回協議をしており、区域が環境保全エリアと重複していることから、環境保全エリアに設定した根拠を確認するとともに、配慮書手続を進めることについて了解を受けたとのことでした。

続きまして、図書に戻っていただきまして、27ページから29ページをご覧ください。

こちらの図には、事業実施想定区域の周辺のほかの事業が示されております。

冒頭でも紹介しましたとおり、同海域では9件の風力発電事業が計画されており、また、陸域にも複数の既設及び計画中の風力発電所が存在します。

次に、第3章の区域及び周囲の概況について簡単にご説明させていただきます。

ページが少し飛びまして、109ページをご覧ください。

こちらは、海域のEADASのセンシティブティマップです。海域版については、注意

喚起レベルが5から1まで設定されており、数字が上がるにつれて鳥類への影響が懸念されるとなっておりますが、今回の区域ではレベル2とレベル1がそれぞれ分布しております。

次に、また大きく飛びまして、200ページをご覧ください。

こちらは、区域周辺の眺望点の図です。眺望点の詳しい概要等は前のページに記載があるため、適宜、参照していただきたいのですが、海岸沿いに眺望点が多く存在しております。

また、3章と言いつつ、4章にも少し入ってしまうのですが、最後に、341ページをご覧ください。

区域からの距離と周囲の住居数が表にまとめられています。距離に注目しますと、区域から最も近い住居とは約2.4キロメートルの離隔距離となっております。

次に、4章の調査、予測及び評価について説明いたします。

まず、336ページをご覧ください。

本事業での選定項目は騒音、風車の影、動物、植物、景観となっており、こちらは他の洋上風力発電事業と同様の選定結果となっております。

時間の都合上、細かい項目ごとの説明は省略させていただきますが、評価結果及び方法書以降における留意事項については、422ページの表に項目ごとにまとめられております。

評価については、区域と住居との離隔距離や動植物の生息状況、重要な生息地と区域との重複状況、眺望点からの風車の見え方等を予測し、それぞれ、重大な環境影響がない、または、重大な環境影響が生じる可能性があるが、留意事項に留意することにより重大な環境影響を回避または低減することができる可能性が高いと評価されています。

簡単ですが、事業概要については以上となります。

続きまして、1次質問と回答につきまして、資料2-1を用いて2点に絞って簡単にご説明させていただきます。

まず、4ページの質問番号4-5をご覧ください。

本事業では水中音が環境影響評価項目として選定されていないことから、環境省の報告書を引用しまして、選定する必要があるのではないかと事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、現段階では工事計画の熟度が低く、かつ、信頼性が確保される予測・評価手法の一般的な知見もないことから選定していないが、最新の知見及び事例収集を行い、適切な予測・評価手法が想定される場合には方法書以降で海域に生息する動物への影響に関する水中音の選定を検討するとのことでした。

次に、一番最後の6ページに移りまして、質問番号4-21をご覧ください。

こちらは、海底ケーブルの設置による藻場への影響についての質問です。本配慮書においては、海底ケーブルの設置範囲が事業実施想定区域に含まれておらず、影響について考慮されていないことから、それを考慮していないにもかかわらず、重大な影響がないとす

るのは過小評価ではないか、また、今後どのような配慮が必要になると考えているのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、現段階では、海底ケーブルの敷設範囲は検討中であったため、区域には含めていないが、方法書以降では区域に含まれるように検討し、専門家ヒアリング等を行った上で適切に調査、予測及び評価を行うようにする、また、藻場に対して水の濁りによる影響が予測された場合は調査、予測及び評価の実施や環境保全措置として海底ケーブルの設置ルートの検討を行うとのことでした。

以上、簡単ではございますが、1次質問とその回答についての説明とさせていただきます。

なお、委員の皆様には、審議会終了後に2次質問をお願いしたく、改めてメールにてご連絡をさせていただきます。

説明については以上です。

ご審議のほどをよろしくお願いたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○**白木委員** 非常に細かいところで申し訳ないのですが、図書の376ページ、377ページの評価結果と今後の調査に関する予定が書いてあるところについてです。

オジロワシ、オオワシについては、渡り鳥に位置づけられています。オオワシはそれでもいいのですけれども、オジロワシは、この沿岸域でも繁殖しているものがいて、渡り鳥だけではないので、繁殖期も通じての調査が必要だと思います。そして、繁殖期に調査をする対象に、ハヤブサは含まれているのですけれども、オジロワシは除外されているようなので、それについて入れていただきたいと思います。

○**事務局（五十嵐主事）** 今いただいた内容を事業者に対して質問します。

○**露崎会長** 確認したいことも含めまして、ほかにご質問やご意見等がありましたらよろしくお願いたします。

○**北委員** 質問番号2-3の①についてです。

先ほどの説明では、事業実施想定区域の絞り込みを検討してまいりますということでしたが、絞り込めない場合は撤退する可能性もあるということでしょうか。これは完全に重なっているような気がするのですよね。

○**事務局（石井課長補佐）** この計画は、石狩市沖で10計画目でありまして、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定を見込んだ事業と聞いております。その促進区域での事業というのは、1事業者が30年間で優先的に独占権を持って風力開発事業ができるというもので、いろいろな計画が出てきているのですが、最終的には1社しか事業ができないのですね。その促進区域の範囲も今後国から示されるということなので、恐らく、その状況が明らかになってくれば、その範囲の中でどうするのかということの検討がなされていくのかなと考えております。

○**露崎会長** ご質問やご意見も含めまして、そのほかに確認したいこと等はございません。

か。

○笠井委員 基本的なことを1点教えてください。

今、計画がたくさん出ているものの、最終的には1社だけが選定されるというお話がありました。26ページを見ると、他事業が25番まであって、そのうちの8件はもう既に稼働中だったりするのですよね。1件というのはどういうことなのか、自分の中で整理がついていないので、ご説明をいただけませんか。

○事務局（石井課長補佐） 26ページの周辺における他事業については、洋上、陸上を問わず、近くにあるものを掲げておまして、稼働中のものは全て陸上風力であり、再エネ海域利用法に基づく促進区域をにらんだものは10事業ということでございます。ですから、この表は、促進区域と関係のない事業も含めて周辺事業としてピックアップされているということでございます。

○笠井委員 それに関してもう一点教えてください。

その1社というのは、誰がどういうふうを選定するのですか。

○事務局（石井課長補佐） これは、たしか経産省だったと思いますが、そちらで入札によって決められるものでありまして、既に、長崎で一つ、秋田で二つ、千葉で一つの全部で4か所の事業が決まっております。

○笠井委員 これは、入札に参加していいかどうかを審議しているみたいなイメージだと思っ

○事務局（石井課長補佐） アセスが進んでいると入札において有利なため、計画を出してきていると事業者からは伺っております。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 私個人としては、これからは陸と海の累積的影響も考えていかななくては駄目だなと思っ

ほかにご意見やご質問等がございませ

それでは、これより議事（3）に入ります。

本日が2回目の審議となります（仮称）北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際には申し出てください。

まず、事務局から一般の意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の説明に入る前に、図書を用いまして、事業の概要について軽く振り返りを行いたいと思います。

図書が2冊に分かれておりますが、まず、2分の1と書かれている1冊目の5ページ目をご覧ください。

本事業は、最大出力10万9,200キロワットの風力発電所で、単機出力4,200キロワットの風車を最大26基設置する計画となっております。その下に方法書段階での計画が記載されていますが、方法書からは設置基数が1基減少し、単機出力も小さくなった結果、総発電出力についても減少しているという状況になっています。

区域の面積は約859.3ヘクタールでありまして、図書をめくっていただき、11ページをご覧くださいますと、そのうち、改変区域の面積の合計が約44.6ヘクタールとなっております。

図書をもう一枚めくっていただきまして、12ページをご覧くださいますと、改変区域と風車の位置が地図上に示されてございます。

また、269ページをご覧くださいますと、保安林の指定状況がまとめられておりまして、ほぼ全域が保安林区域であることが分かります。

さらに、各項目における調査及び予測、評価の結果については、521ページ以降の第10章においてまとめられております。項目ごとのご説明は割愛し、一部のみご紹介させていただきます。

まず、景観についてですが、図書の2分の2と書いている2冊目の1170ページをご覧くださいますと、塩谷丸山からの景観の状況について、現計画のフォトモンタージュの結果が掲載されております。

また、人と自然との触れ合いの活動の場については、図書の1204ページから1205ページにかけて、小樽周辺自然遊歩道と改変区域の重複の状況が掲載されております。

事業概要の振り返りは以上としまして、資料について順にご説明いたします。

まず、資料3-1をご覧ください。

こちらは、本準備書についての意見の概要と事業者の見解を記載した資料です。事業者からは4月20日に道へ送付され、ご覧のとおり、分量が非常に多くなっております。

まず、2ページをご覧ください。

縦覧期間における図書の縦覧者数は36名で、事業ホームページへの訪問者数は4,223名であったとのことです。

また、次のページに進んでいただきまして、2月12日には余市町で、翌13日には小樽市で準備書についての説明会を実施し、それぞれ、95人、157人の来場者があったとのことです。

さらに、事業者に提出された意見書の総数は191通でありました。

次のページからは、実際の意見と事業者の見解が記載されております。ここは、資料3

－ 2 の 30 ページから 35 ページを併せてご覧いただければと思います。

2 次質問では、この意見の概要と事業者の見解についての質問も併せて行っております。先ほど申しあげました資料 3－2 の 30 ページの質問 28－3 から 35 ページの質問 28－32 までが本資料に関する質問となります。

まず、質問番号 28－3 では、これだけの量の意見があったことについて、事業者として住民の合意がどの程度得られていると考えているのか、見解を質問しました。これに対して、事業者からは、地域住民の合意の程度を定量的に示すことは難しいとしながらも、反対の方々のご意見が多く寄せられた一方で、説明会等において事業への理解を示す声も得られているとのことでした。

なお、これだけの分量があり、個別の意見をこの場でご紹介していくことは時間的にも難しい状況ですので、資料 3－2 において質問の対象となった意見を一部抜粋してご紹介しつつ、事務局からの質問とそれに対する事業者の回答も併せてご紹介いたします。

まず、資料 3－1 の 81 ページのナンバー 90－6 をご覧ください。

計画を知らない住民が複数いたことから、事業者の周知が不足しているのではないか、もっと説明会を開催し、また、その日時や会場も住民が参加しやすいようにしてほしいといった住民からの意見に対しまして、事業者からは、地域の皆様との合意形成は重要と考えている、具体的には、方法書や準備書手続の際の法定説明会のほか、法定外の説明会等も開催している、また、準備書の縦覧及び説明会については、新聞や折り込みによる広告のほか、自治会の回覧などにより案内を行った、その他、周辺自治会において自治会向けの個別の説明会を複数回実施した旨の見解が示されました。

これについて、資料が行き来して申し訳ないのですが、資料 3－2 の 33 ページの質問番号 28－18 をご覧ください。

こちらでは、説明会以外でどのように住民とのコミュニケーションを取ってきたのかを質問しております。これに対して、事業者からは、塩谷桃内連合町内会、蘭島自治会、天神自治会、忍路土場自治会、忍路自治会、栄町自治会に向けた説明会をそれぞれ行っているほか、自治会長と月 1 回程度の情報共有等を行ったり、ホームページでの情報公開に努めているとのことでした。

資料 3－1 に戻りまして、164 ページのナンバー 168－3 をご覧ください。

法定説明会について、建設計画の周知が不十分であることや、質問時間が不足していたため、町内会単位ではなく、開かれた場での説明会を開催するべきであるという意見に対して、事業者からは、地域の皆様との合意形成は重要と考えている、現在までも説明会等を通して継続した説明や疑問点の解消に努めてきた、追加の説明会の実施等については、町内会単位で説明や対話の場を設けていく旨の見解が示されました。

これについて、また資料 3－2 に戻りますが、35 ページの質問番号 28－29 において、町内会単位の説明会ではなく、開かれた場での説明会を求める意見に対する見解が不十分ではないかと、大規模な説明会の開催の意向について事業者に質問しました。これに

対して、事業者からは、大規模な説明会は、域外の方を含め、反対の意見を持った方の参加や発言が多くなる傾向が強く、中立、賛成の意見を持つ地元の方が発言しにくい環境となっているため、事業者が従来連携している自治会を通じて地域住民からの要望等を吸い上げ、要望に応じて、これらの方々がより気軽に発言できる環境で説明や協議を行っていくことを検討しているとのことです。

資料3-1についての説明は以上とさせていただきます。

繰り返しになりますが、個別の意見、また、それらへの事業者の対応はもちろんのこと、これだけの量の意見が事業者に寄せられることはなかなかありませんので、それ自体が重要なポイントであると担当者としては考えております。

このことについては、今後予定している3次質問においても住民理解等の観点から事業者質問を重ねていきたいと考えております。

引き続き、資料3-2の2次質問とその事業者回答について、前回、委員の皆様からいただいた質問を中心に、何問かをピックアップしてご説明いたします。

なお、資料3-3は、資料3-2の補足資料となっており、一部、説明の際に使用いたしますので、その際は併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、資料3-2に戻りまして、まず、7ページの質問番号3-2をご覧ください。

1回目の審議の際に重複して改変される旨をご説明しました小樽周辺自然遊歩道の関係についてです。回避を前提にしているにもかかわらず、方法書段階から区域が保健保安林側に拡張されておりますので、そこは区域から除くべきではないかと質問をしました。これに対して、事業者からは、擬木の案内板や柵による誘導、砂利を敷き歩きやすくする等の対応により、風力発電所と遊歩道との共存を目指すとのことです。

ここで資料3-3にお移りください。1ページから4ページにかけては、参考として、こういうふうにしますというわけではありませんが、ほかの事業における遊歩道と風車ヤード等が重複した事例が示されています。

また、これに関係しまして、資料3-2の25ページの質問番号19-1から28ページの質問番号19-7にかけては、遊歩道の改変等に関する質問が行われておりますので、この中から代表しまして、25ページの19-1の②の部分をご覧いただければと思います。

影響の回避を最優先に考えるのであれば、遊歩道周辺の風車を削減することも検討すべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、代替遊歩道を設置することで遊歩道の利用自体を妨げない計画とし、他方で、歩行者の利便性を高める施設の設置を検討する等、風力発電所と遊歩道との共存を目指していく、また、それに加えて、最終的な風車配置、基数の決定に際しては、一部、風車の設置の取りやめ等の措置も含め、余市町や小樽市との協議を踏まえて行っていくとのことです。

次に、ページがまた戻りまして、21ページの質問番号17-13をご覧ください。

こちらは、前回のご審議の際に先崎委員からいただきましたクマタカへの影響に関する

ご指摘を踏まえたものです。

クマタカは風車から500メートルの範囲内の利用を回避する可能性があるとした知見を踏まえて、十分な好適採食地を推定できるのかを質問しております。これに対して、事業者からは、推定に時間を要するため、3次質問の際に併せて回答するとのことでした。

なお、このほかにもクマタカに関する質問を何問かしておりますが、この推定と併せ、3次質問の際に併せて回答するという事です。

次に、24ページに進みまして、質問番号18-10の③をご覧ください。

こちらは、前回、奈良委員から書面にていただきました景観に関するご意見を踏まえたものです。

T25、T26の風車について、塩谷丸山からの垂直視野角が5度を超えており、近距離に風車が介在し、大きく見えることに対する関係者の懸念に対して十分な対応が取られていないため、具体的な措置を提示する必要があるのではないかと質問しております。これに対して、事業者からは、遊歩道と同様に、該当する風車を含め、最終的な風車配置及び基数の決定に際しては、余市町や小樽市との協議を踏まえて行っていくとのことでした。

次に、29ページに進みまして、質問番号23-1と質問番号23-3が二つ並んでいるところを併せてご覧ください。

こちらは、前回、白木委員からいただきました事後調査に関するご指摘を踏まえたものです。

バードストライク及びバットストライクの調査については、月に4回程度、周辺を踏査するという理解でよいのかということと、クマタカの繁殖確認について、影響が考えられ得る各段階の工事開始時にクマタカの繁殖行動をモニターし、影響が出る前に工事時期の調整等の環境保全措置を行う必要があるのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、月に4回程度、全風力発電機の周辺を踏査する、また、クマタカについては、クマタカの抱卵期、巣内育雛期に繁殖状況を確認し、巣外育雛期に幼鳥の有無や成長段階を確認し、工事時期の調整、工事用車両ルートの変更等を行うとのことでした。

次に、1ページめくっていただきまして、30ページの質問番号25-2をご覧ください。

こちらは、前回、大原委員からいただきましたエゾサンショウウオに関するご指摘を踏まえたものです。

経年的な産卵場ではないため、影響は小さいという1次回答があったことに対し、さらなる説明を求めました。これに対して、事業者からは、常に水位が確保されている場所を経年的な産卵場と称し、それ以外の箇所でも産卵は行うものの、大量死を引き起こしやすいという知見があり、経年的な産卵場が良好な産卵場所であると考えているとのことでした。

最後に、同じページの質問番号27-2をご覧ください。

ハルニレ群落とハルニレ2次林の区別はどのように行っているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、ハルニレの植被率に対するハリエンジュの割合が比較的高く、

現地で萌芽更新の痕跡が多く確認された箇所について、有識者に確認の上、2次林であると区分したとのこと。

本事業に係る説明は以上とさせていただきます。

委員の皆様には、先ほどの事業と同様に、メールにて3次質問の依頼をさせていただきたいと考えてございます。お忙しいところを恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見、確認事項等をよろしくお願いいたします。

○先崎委員 幾つかあるのですけれども、まず最初に、3次質問で回答しますというのが幾つもありまして、ちょっとびっくりしたのですよね。これは議論が一回飛ばされることになるわけですよね。これが許されるのかどうかというところがすごく気になるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任） 当然、2回目の審議に間に合うように提出していただきたいところではあったのですが、具体的な予測を伴うものや図書に記載されていないほかの予測を出してくれということをやっていたので、どうしても時間がかかるということは理解ができました。

また、3回目の審議までには恐らく時間が一回空くことが想定されますので、その質問への回答の内容についての審議会をどのような形式にするかはこれから検討させていただきたいのですが、回答に対する是非といいますか、その回答で十分に予測されているのかということについては、先崎委員をはじめ、委員の皆様と共有した上で、追加の質問が必要かどうかを議論する機会を必ず確保できるようこれから検討したいと考えているところでございます。

○先崎委員 今後もこういうことが起こり得ると思うのですが、そうすると、質問の機会を何回も設けている意味がほとんどなくなる可能性があると思うので、期日までに回答が得られなかった場合にどうするのかというのはしっかり議論しておいたほうがいいのではないかなと思います。私は、あまりよくないと思うのですよね。スケジュールどおりに進めることを優先するのが本当にいいのかどうかというのはちゃんと議論をしたほうがいいのではないかなと思います。

続いて、質問番号15-6についてです。

すごく具体的な話になりますが、回答を読むと結構ちぐはぐなところがあるのです。例えば、②の回答では、結局、騒音の影響が分からないから考慮していないと書いているのですが、「また、」以降には、野生環境下では騒音による影響が生じる前に個体が逃避するとあります。ただ、個体の逃避も騒音の影響の一つなので、今回は、こういった場合はどのくらいの範囲で逃避行動が生じて、生息地の質の低下などがどのくらい生じるのかということ質問していただきたいなと思います。

次に、質問番号15-15についてです。

これはこれまでの事業者でもよくあることですが、難しいとかできないと書いているのですよね。夜行性鳥類の飛行経路の確認は理解できる場所ですが、そうした場合の評価は重大な影響が生じるかもしれないという不確実性をちゃんと考慮しながら進めていくべきなのかなと思いますので、そこを確認していただきたいと思います。これはほかの質問への回答でも見られるのではないかなと思いますので、できないという回答がある場合はそうしたことを再度質問していただきたいと思います。

○事務局（菅原主任） 具体の質問文案については、また改めてご相談をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 先ほどの確認ですが、例えば、2次質問をスキップしてしまった場合に4次質問を新たに設けるとするのは、みんなでそのほうがいいよねということになれば、あり得ますか。

○事務局（石井課長補佐） 今回の場合は、物理的に対応が間に合わなかったのですよね。なるべく早く回答をいただきたいと思っておりますので、回答をいただき次第、皆様に共有し、それについての質問があるかどうかを確認させていただきたいと思います。

それから、今回の審議は3回を予定しております。これは知事意見の提出期限等の絡みもあるのですが、当然、議論の内容によっては追加も考えなければいけないと思います。

○露崎会長 場合によってはあり得るという理解でよろしいですね。

○事務局（石井課長補佐） はい。日程の関係もありますが、内容によっては、当然、そういうことも必要だと考えております。

○露崎会長 先崎委員の意思を酌み取るならばといいますか、自分が勝手に酌み取っているのだけれども、やっぱり3次質問までクリアしたらオーケーというような風潮にはしたくないので、よろしくお願いたします。

そのほかに、ご質問やご意見、確認等がございましたら、よろしくお願いたします。

○事務局（菅原主任） 先ほどの事後調査の関係について、白木委員に教えていただきたいことがございます。

資料3-2の29ページの質問番号23-3のクマタカの事後調査の関係で、事業者からこういう形で確認しますという回答が来ているのですが、白木委員からいただいた確認スケジュールと事業者が回答している確認スケジュールがちょっとずれているような気がしているのです。ただ、これでは実際におかしいとまでは言えないかなと思っていて、その扱いをどう考えればいいのかをお聞きしたかったのです。

白木委員の文章は、各段階の工事開始時にモニターし、影響が出る前に確認してくださいねという形だったかと思うのですが、事業者の回答ではクマタカのライフステージに合わせて確認するとなっていて、食い違っているのです。それが実際にどういう問題を引き起こすのかまでは分からなかったもので、問題が起きる可能性があるのかどうかを教えていただきたいと思います。

○白木委員 おっしゃるとおりで、私が質問した内容というのは、影響が出てからでは遅いということなのです。もし何か影響が出そうな兆候があったら、工事を一回中止して検討が必要なので、モニタリングが必要だという意見をしたのですね。今は、風力以外でも、工事をやりつつモニタリングをして、親鳥の行動がおかしいとか、餌を取りに行かなくなった、あるいは、餌を取っても巣に戻らないなどの兆候をつかんで、その時点で対策を検討し、工事を中止するということがなされています。繁殖状況の確認ではなく、各段階の工事開始時にモニタリングをするということなので、この事業者回答とは違いますね。

○事務局（菅原主任） ということであれば、求める水準としては、やはり、質問事項にあったとおり、工事の段階に合わせたモニタリングをしていくということですね。

○白木委員 そうです。例えば、抱卵期に見に行ったらもういなかったということになっては困るわけですね。ですから、そうではなくて、工事をやるときにモニターをしていくということです。そういった事例はもう既にいろんな事業で実施されたものが公表されていますので、それを参考にしてやっていただきたいなと思います。

○事務局（菅原主任） 具体の質問を作成した際はご確認をよろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認をしたいと思います。委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見等がある場合には、挙手あるいは音声をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 特にご要望がないようですので、本議事に関しましては非公開審議を行わないこととし、本議事を終了いたします。

それでは、これより議事（４）に入ります。

本日が2回目の審議となります（仮称）島牧ウィンドファーム事業環境影響評価準備書についてです。

この議事についても、希少種に関するご意見やご質問等がある場合には、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。同じように、後ほど各委員に確認させていただきますので、その際には申し出てください。

まず、事務局からの一般意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

島牧ウィンドファーム事業は、コスモエコパワー株式会社が島牧村、寿都町、黒松内町に風力発電所をつくる計画でありまして、配慮書については令和2年に、方法書についても令和2年から令和3年に当審議会でご審議をいただき、それぞれ知事意見を発出しております。

これからご審議をいただく準備書は、事業者による縦覧が本年1月31日から3月1日まで実施されておりまして、審議会へは2月1日付で諮問をさせていただき、3月10日に1回目のご審議を既にさせていただいたところです。

こちらの事業については、前回の審議会から少し時間が空いてしまっているのですが、図書を用いて改めて事業概要を説明させていただきたいと思っております。

それでは、水色の厚い図書の5ページをご覧ください。

改めての説明になりますが、まず、こちらのページには方法書以降の事業計画の変更内容が書かれておりまして、図は、植生自然度が高い群落と巨樹、巨木の生育場所を避けたことを示しております。ピンク色が方法書時点、青色の丸が準備書での設置予定位置となっておりますので、後ほどご確認ください。

次のページをめくって見ていただくと、保安林の図がありまして、方法書時点で水源涵養保安林への設置基数が14基だったものが7基と半分になったこと、防風保安林への設置基数が5基だったものが全てなくなって0基になったことがこの図から分かるかと思っております。

隣の7ページでは、風車と住宅との距離が2.3キロメートルであり、方法書時点で1.9キロメートルだったものからさらに離隔距離が取れていること、また、8ページから11ページでは、オジロワシのバードストライクによる影響を低減するため、衝突確率が高い箇所を避ける計画となっていることを説明しております。

次に、23ページは、発電所の出力についてです。最大9万4,600キロワットと方法書段階から約3万キロワット減少しておりまして、単機出力が4,300キロワットの風車を22基設置する計画となっております。区域の面積は約931ヘクタールで、そのうち、改変規模は28.28ヘクタールとしております。

次に、57ページをご覧ください。

こちらは対象事業実施区域の中及びその周辺における風力発電事業についてですが、図のとおり、既設や計画中の風力発電事業が複数件ありまして、そのうち、新島牧ウインドファーム、月越原野風力発電事業計画、(仮称)北海道(道南地区)ウインドファーム島牧の3件が本事業の対象事業実施区域と重複しているという状況になっております。そのうち、新島牧ウインドファームについては、2月から運転を開始していることが既に確認されております。

次に、86ページをご覧ください。

こちらはEADASのセンシティブティマップですが、オジロワシやオオワシ、クマタカの生息情報から対象事業実施区域外の北東部がA3及びBとなっております。

109ページをめくっていただくと、植生の図が載っておりまして、区域北部は植生自然度7のダケカンバササ群落、区域中南部辺りは、植生自然度5のササ群落、植生自然度4の耕作放棄地が大部分を占めておりまして、植生自然度9と10の区域は対象事業実施区域外となっております。

次に、166ページと167ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の住宅等の図ですが、最近接の住居と風車の離隔距離は、先ほども申したとおり、2.3キロメートル設けられておまして、配慮が特に必要な施設との最短距離は寿都中学校の2.8キロメートルとなっております。

最後に、景観について、かなり飛びまして、894ページをご覧ください。

こちらでは、景観の調査地点と主な眺望方向を図で示しております。

また飛ぶのですが、970ページから972ページには、垂直見込み角が4.2度と一番大きくなると予想されている一般道道523号からの眺望景観の予測結果がありますので、後ほど参考までにご参照をいただければと思います。

すぐくざっくりになりますますが、事業の概要については以上とさせていただきます。

続きまして、資料4-1をご覧ください。

こちらは、事業者から送付がありました本準備書への一般からの意見の概要と事業者の見解を記載した資料となっております。

まず、めくっていただいて、1ページの(2)をご覧ください。

こちらは公告の方法についてですが、図書の縦覧については、北海道新聞の小樽後志版に掲載するほか、関係町村に集配されている各日刊紙への折り込みやインターネットにより周知されております。

次のページをご覧くださいまして、(5)の縦覧者数についてですが、島牧村で12名、寿都町で2名の計14名が縦覧されたとのことです。

次に、3ページの準備書の説明会については、2月10日から12日の3日間において、島牧村、黒松内町、寿都町でそれぞれ1回ずつ、計3回の開催で、延べ25名の参加があったと示されております。

また、このページの下の方に意見の募集についての記載があるのですが、1月31日火曜日から3月15日水曜日まで行われておまして、合計3通で14件の意見が提出されたとのことです。

その意見について、4ページ以降に概要と事業者の見解が示されておりますので、主なものを説明していきたいと思っております。

まず、1通目は、累積的影響に関する意見です。先行事業者であるから累積的影響を実施しないというのは、風力事業者大手の貴社にしては信じられない暴挙、暴論である、アセスメント準備書及び地元説明会のやり直しをお願いしたいという意見がありました。これに対して、本事業では、対象事業実施区域内に存在する新島牧ウインドファームについて、諸元等の情報を可能な限り把握した上で、累積的な影響について検討している、景観については、眺望景観に含まれる他事業の風力発電機も含めて予測を行い、累積的影響について検討している、計画中の他事業については事業計画が明確になっていないことから累積的影響は検討していませんが、当社がアセス手続中に他社の事業の工事着手が確認された場合は、他社事業の蓋然性が相当程度高まったと判断し、累積的影響を検討するとの

見解が示されております。

こちらの計画中の他事業に関する意見については、資料4-2の6ページの質問番号8-6において似たような質問をしており、ほぼ同様の回答を得ておりますので、こちらも参照していただければと思います。

次に、2通目は、見解(2)のところになりますが、4件の意見がございました。3件目は景観の話で、1件目、2件目、4件目は、主に鳥類に関する意見となっております。

対象事業実施区域周辺では、クマタカをはじめとした重要種や希少猛禽類の確認があることから、生息状況等を再度詳細に把握した上で影響を評価する必要があることや、風車のブレード回避率の再解析についての意見がありまして、事業者からは、重要種、希少猛禽類及び渡り鳥について、有識者からの助言も得つつ適切な調査を実施し、可能な限り生息・繁殖状況を把握できていると考えている、クマタカについては、2繁殖期及び非繁殖期の調査を実施しましたが、確認数が少数であったこと、繁殖初期にディスプレイ飛行や鳴き交わし等の繁殖に係る指標行動が確認されなかったことから、対象事業実施区域及びその周辺において繁殖している可能性は低いと考えられる、また、風車回避率については、環境省の手引を参考にしている旨の見解が示されております。

次のページに行きまして、3通目は、コウモリに関する意見が9件出ております。

今申したとおり、全てコウモリに関する意見でございまして、1件目から3件目は風車の機能に関連するもの、4件目は図書に出てくる音声確認例数という言葉に関する意見、5件目から9件目は、予測、評価や保全措置が不適切である旨の意見となっております。

これらに対する事業者の見解ですが、まず、準備書段階では発電機の機種が確定していないので、現時点では未定であること、図書の中に出てくる音声確認例数については、評価書において標記を統一したいと示されておりました、予測、評価については、コウモリ類が確認されるピークと考えられる7月中旬から8月中旬頃でも1日最大60例ほどであり、道内の平地と比較しても少ないことが専門家からも示されており、ブレード、タワー等への接近、接触による影響は小さいと考えている、また、環境保全措置は検討していないが、今後は事後調査を適切に実施し、影響の程度が著しいと判断した場合は、専門家の助言を得つつ適切な環境保全措置を講じると記載されております。

なお、こちらの意見に関連して、資料4-2の13ページの質問番号15-9でも影響の大きさの判断と専門家ヒアリングの必要性について伺い、こちらの見解とほぼ同様の回答を得ておりますので、後ほどご確認ください。

資料4-1の説明については以上としまして、最後に、2次質問とその回答について何点か説明させていただければと思います。

資料4-2の7ページの質問番号8-3をご覧ください。

こちらは、鳥類に関する質問です。

冬季の鳥類調査の期間及び出現リストを見ると、事業地の環境多様性と規模からは考えられないほど種が出てきていないため、ほとんど鳥類が確認できなかったということが実

態を反映しているのか、大きな疑問が残っている、現行の調査結果では冬季の影響を科学的に評価するには不十分である、建設した後に事後的に評価するといった場当たり的な対応ではなく、再度調査することを含めた環境影響評価が必要であると考えことから、今後の対策を示してほしいと質問しています。これに対して、事業者からは、鳥類調査は、発電所に係る環境影響評価の手引を参考に実施しており、専門家等へのヒアリングにより調査結果の妥当性を確認している、そのため、本事業における鳥類調査結果は十分であり、今後は事後調査において影響を把握し、必要に応じて追加的な措置を検討していく予定とのことです。

次に、めくっていただいて、8ページの質問番号8-5をご覧ください。

こちらは、1次質問に引き続き、人と自然との触れ合いの活動の場となり得る黒松内ぶなの森自然学校の活動フィールドについて、準備書の作成以前に意見交換を実施する必要があったのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、関係者からは準備書を提出した段階でお電話をいただき、内容等について意見交換を実施した、説明会に参加するとのことだったが、関係者の参加はなく、その後、準備書へのご意見も寄せられてはいないとのことです。また、活動フィールドとの重複がないかも確認しました。これに対して、事業者からは、改変区域から該当するミズナラの巨木までは300メートル以上の離隔距離があることから、影響はほとんどないと考える、ただし、今後、意見交換を行い、引き続きご理解をいただけるよう努めてまいりますとのことです。

次に、10ページの質問番号13-3をご覧ください。

こちらでも2次質問で新しく出たもので、一時的な影響として濁水処理対応について記載されておりますが、土地の改変に伴うものについては、一時的ではなく、沈砂池として機能を確保する必要があり、必要に応じて維持管理すべきものと考えため、こちらへの対応についてどのように検討しているのかを伺いました。これに対して、事業者からは、工事終了後も発電所構内の定期巡回時などに沈砂池の中の状況を確認し、必要に応じてしゅんせつなどの対応を検討している、本事業で濁水が河川等に到達する可能性はほとんどないと考えられますが、工事実施前には、各関係機関と協議の上、必要に応じて工事中における調査を検討するとのことです。

続きまして、12ページの質問番号15-4及び質問番号15-5をご覧ください。

こちらは、鳥類の調査で確認されたマダラチュウヒ及びイヌワシの幼鳥について、場所によってはそれぞれ慎重な影響評価が求められるため、実際にどんなものだったのか、詳細を伺いました。これに対して、事業者からは、資料4-3の19ページと20ページにより、調査の際に確認された個体の写真をいただきました。詳細は、事業者回答に書かれているとおりです。たくさんあるので記載内容は割愛させていただきますが、この写真から読み取れる特徴により、マダラチュウヒの亜成鳥、イヌワシの亜成鳥だと識別したという回答がございました。また、準備書や1次質問の段階では、亜成鳥を含め、成長ではないものを広く幼鳥と記載していましたが、種の識別状況を明確にするため、本個体を亜成

鳥と定義した旨、併せて回答をいただいておりますので、ご参照をいただければと思います。

続きまして、18ページの質問番号18-3をご覧ください。

こちらは、前回の審議会の際に意見がありましたフォトモンタージュについて、加工が可能であるならば、準備書段階で示すべきではないかと改めて質問しました。これに対して、事業者からは、資料4-3の22ページ以降において、写真を加工し、視認性を高めた資料の提示がございましたので、こちらを準備書の図書と見比べていただければと思います。準備書の図書ではかなり雲がかかっている見づらい状況だったのですが、今回の加工によりはっきりと分かりやすくなっているかと思えます。

次に、資料4-2の19ページの質問番号22-1をご覧ください。

こちらは、事後調査計画について、対象を絞って集中的な調査を行うことも有効であるなら、実態調査のための調査を行うことも重要ではないか、また、集中的な調査は、どのような状況において何を明らかにするために用いるのが有効と考えられるのかを伺いました。これに対して、事業者からは、本事業では、月4回の死骸調査により年間のバードストライクの状態を把握することとしており、特定の季節などにバードストライクの影響が懸念された場合は、バードストライクの発生リスクの高い気象条件、時間等をよりの確に把握するため、集中的な調査を行うことが考えられるとのことでした。

最後に、20ページの追加26-2をご覧ください。

前段で説明した資料4-1の意見の概要と事業者の見解の(1)で地元説明会のやり直しについて要望があったので、それに対する見解を伺いました。これに対して、事業者からは、これまでも地元地区への説明会はアセスでの法定説明会とは別に実施しており、今後も自治体や周辺地区から説明を求められた場合や事業計画や工事計画等が決定した際などに実施する予定とのことでした。

以上、簡単ではありますが、本事業に係る説明は以上となります。

なお、委員の皆様には、先ほどの事業と同様に、後日、メールにて3次質問の依頼をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

**○露崎会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から、ご質問やご意見、確認事項等をお願いいたします。

**○先崎委員** 私がした質問への回答に関して幾つかありまして、先ほどご説明をいただいたところでもあるのですが、例えば、質問番号8-3で鳥の調査は十分だとあります。十分、不十分というのは、確かにデータからは分かりにくいところがあり、こうやって言われてしまえば、反論はなかなか難しいところかなと思いますが、回答を読んでいくと、やっぱり調査が本当に十分なのか疑わしいなと思えるところがあるのです。今から幾らか説明しますので、3次質問をしていただきたいなと思えます。

具体的には、質問番号8-4の回答にウグイスの渡り個体は確認されていませんと書いて

ていますが、まず、渡り個体とは何なのですか。

○事務局（道場主任） 渡り個体が何かというのは、確かにここからは読み取りにくいので、こちらも確認させていただいてよろしいでしょうか。

○先崎委員 渡り個体はいないとありますが、ウグイスは渡り鳥なので、では、どうやってそこに来たのかということになりますよね。どこか別のところにもこの場所では渡り鳥の飛翔個体が一切確認されなかったとありましたが、渡り鳥がいるわけですから、さすがにそんなことはないわけですよ。やぶを伝って飛ばずに来た可能性がないとは言いませんけれども、飛んでいる渡り鳥が一切確認できないというのはちょっと大丈夫なのかなと率直に感じるどころです。

その場所がどこかということ、質問番号15-20の回答の②なのですが、対象事業実施区域内での調査というのは、もしかして高さが限られているのですか。例えば、地上のそばを飛翔しているものは除いているとか、そういうことなのでしょう。分からないですけども、ウグイスは飛んできてはいるはずなので、存在しないわけがないのです。言葉尻の問題かもしれないですけども、影響がないことを言うために強い言葉を使い過ぎているのではないかと思うのです。

○事務局（道場主任） おっしゃるとおり、確かにどこの部分を指して存在しないと言っているのかが分かりませんので、もう少し具体的に質問して確認したいなと思います。

○先崎委員 恐らく言葉の問題なのかもしれませんが、見ていてもいないということは、やっぱり影響評価が難しいところなのだと思います。先ほどのところとも似ているのですけれども、大きな影響が生じるかもしれないし、そうではないかもしれないという不確実性が絶対にある中でちゃんと評価をしていったほうがいいのではないかと思いますので、そこを出口に進めていっていただければなと思います。

○事務局（道場主任） こちらで質問等を作成していこうと思いますので、またご助言をいただければ幸いです。

○先崎委員 もう一個あって、これも似たような感じなのですが、質問番号15-14のバードストライクのリスクは5月頃に限られると書いていることに対する質問では、文献の情報を提示しながら、オオジシギのバードストライクは1個体しか確認されていないことや、5月頃にバードストライクのリスクが高まることを記載したという回答になっています。ただ、図書に記載がある限られることとリスクが高まることは違うことですよ。この辺りはしっかり直していかないといけないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（道場主任） こちらも内容をもう一度精査した上で確認させていただいてもよろしいでしょうか。おっしゃるとおり、ところどころに回答が不足している部分や言葉尻が足りない部分がありますので、こちらでも把握が難しい部分を一個一個確認して、3次質問で明らかにさせていただきたいと思います。

○事務局（石井課長補佐） 7ページの質問番号8-4について補足をさせていただきます

す。

今、先崎委員から結果は本当にこのとおりなのかというお話がありました。方法書において鳥類の調査は2人で4日間程度という計画が出てきたのですが、実際には冬に3日間の調査が行われたということです。また、そのうちの一番最後の日は、この場所で気象観測が行われているわけではないのですけれども、近くの寿都町の天気を見ると、終日、結構な雪で風の強い日でしたので、各調査ポイントでの調査時間と天気等については確認が必要かと思っております。

○先崎委員 そうすると、やっぱり少ないのですかね。

○事務局（石井課長補佐） 調査をしたのは3日間ですが、天気を考えると、恐らく、きちんと調査できたのは2日間なのかと思います。また、各調査地点での観察時間は方法書段階で確認しておらず、どれくらいの時間を取って確認したのか、こちらでも把握できておりませんので、それが調査結果にどう影響したのかというのは事業者の確認が必要と考えております。

○露崎会長 そのほかに質問や確認事項等はございませんか。

○白木委員 鳥類の移動経路の遮断、阻害についてですが、例えば、質問番号15-20の1次質問に対して、迂回するための空間が確保されているため、影響は小さいという回答があります。多分、ほかにも同じような回答が幾つかあったと思いますが、移動経路の遮断、阻害の影響の一つに迂回することによるエネルギーの消失や繁殖への影響というものがありますので、迂回すれば影響がないということにはならないのではないかと思います。要するに、迂回すれば衝突事故は起こらないかもしれないけれども、その分、迂回することによって繁殖がうまくいかなくなるといった事例もあるので、迂回による影響についても確認をしていただきたいなと思いました。

○事務局（道場主任） 確かに迂回や飛翔空間が確保されているからという回答が結構あったと思うので、回避できるから大丈夫として終わっている部分などは、もう一度、質問等を洗い直してみたいと思います。

また、そこに関連して、今いただいたご意見は、衝突は起こらないにしても、繁殖失敗などにつながるおそれはないか、そちらの評価はどうなっているかということですね。

○白木委員 そうですね。エネルギーロスについてということです。よろしく願います。

○事務局（道場主任） はい。質問をさせていただきます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございましたらよろしく願います。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、こちら是非公開審議について確認をしたいと思います。委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合には、挙手をお願いいたします。音声でも結構です。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 特にご要望がないようですので、本議事につきましては非公開審議を行わないこととし、議事を終了したいと思います。

次に、議事（５）のその他について、事務局からお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） その他－１からその他－３、それから、追加でお送りさせていただきました１枚物の資料により、地域脱炭素化促進区域に係る道基準案についてご説明をさせていただきます。

前回の審議会を担当課から説明があったとおり、北海道環境審議会では、現在、地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について審議が行われており、この促進区域では環境影響評価法に基づく配慮書手続が省略されることなどから、当審議会に関係するため、北海道環境審議会から意見照会があったところです。

当審議会では、昨年９月３０日に、今後このようなことがありますという予告を行い、制度の説明を行っております。そして、環境審議会から具体的な基準案が示されたことから、前回の３月１０日に委員の皆様にご意見を求めたところです。今日は、その結果についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、この制度についてですが、地域脱炭素化促進区域というのは、地域の円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながるような地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進するためにできたものでございます。

その他－１の資料でこれまでの説明を簡単に振り返りますが、脱炭素化促進区域では、その事業を進めるために優遇措置が適用されます。一つ目として法アセスの配慮書手続が省略されること、二つ目として、幾つかの許認可については、事業者ではなく、市町村が代行するということですが、これは、手続がなくなるわけではなく、財政的に優遇措置があるということです。そして、その区域は市町村が定めることになっており、まずは、その区域を定める際の基準を国と都道府県が示すことになっております。

その構図については、資料にあります都道府県の配慮基準の区域と提示方法で説明させていただきます。

また、ページが変わりますが、この基準は、国や都道府県が促進区域に含めないとして示す除外区域と市町村の判断で含めるか含めないかを定められる考慮すべき区域、考慮すべき事項などから成っております。

そして、道としてどういう基準をつくろうかというときに、追加で配付しました一番上に３の基本的な考え方と書いてある資料にあるように、環境審議会からは、本道や世界に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全する、災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全する、北海道の基幹産業である第１次産業などが有する重要機能を保全するという三つの大きな基本的な考え方を基に、発電所アセス省令などを踏まえて作成したものとして、前回、この基準案が提出されたところです。

その具体的な案については、その他－２の資料として、何枚かにわたって細かく書かれたものが示されてございます。

環境審議会からは、法アセスの配慮書手続が省略される観点と、あわせて、アセス審議会では累積的影響について配慮書段階でどのような対応をしているのかという観点で意見が求められております。

前回の審議会で示された道の基準案に対して委員の皆様にご意見を求めたわけですが、聞き方が漠然としており、審議会終了後に会長からどんな回答をしたらよいのかという疑問が投げかけられたことから、改めて、これまで当審議会で行ってきた配慮書に対する議論や知事意見の内容も踏まえて、事務局で道基準案の内容を確認したところ、この案は配慮書段階での配慮事項はカバーされていることから、その旨を環境審議会への意見として回答するという提案を行いました。

その具体的な内容はその他－３の資料の１枚目の前回のアセス審議会後に委員の皆様へメールにて照会した内容のところに示しておりますが、配慮書段階では、審議会として、原則、除外や慎重な検討を強く求めている区域、要するに、促進区域の除外区域に相当する扱いとしているのはこういうものかということとともに、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することのみを求めており、それ以外の点については、委員の個人の意見として環境審議会にお伝えすることとしてはどうかという提案をいたしました。

これに対して３名の委員からご意見を頂戴しまして、その具体的なご意見とそれに対する事務局の考えはその他－３の２枚目以降にまとめさせていただきました。

澁谷委員からは除外区域に国有林の保護林を追加してほしいというご意見がございましたほか、これとは別に白木委員と吉中委員からもご意見をいただいております。

まず、白木委員からは、ご意見の（１）のところにあるように、審議会の当日はそういう議論ではなかったというご指摘やこの提案は唐突である旨の指摘がございました。また、ご意見の（２）として、次のページに示しておりますけれども、自身の審議会での発言が反映されていないとあった上で、道独自の基準を反映すべきである旨のご意見を頂戴いたしました。意見照会の際の発言が必ずしも反映されたものではなかったということで、事務局の勝手についてお詫びをいたします。

事務局としては、環境審議会からの依頼は、法アセスの配慮書手続が省略されるという観点から、道の基準の内容に過不足はないかということでありまして、基準の考え方そのものは知事から諮問を受けて審議している環境審議会でも検討されるべきものであると考えているところでございます。

次のページですが、吉中委員からは、白木委員の意見に賛成とした上で、さらに具体的な意見を五ついただいております。その内容は、いずれも、環境審議会から示された具体的な基準案に対する意見というより、基準づくりそのものについてとなっております。さきの白木委員の意見への回答と重複しますが、事務局としては、それについては、当審議会ではなく、環境審議会でも検討された上で、こちらに提示されたものであると考えておりますので、そういう観点の議論は環境審議会において行われるものと考えております。

非常に簡単にまとめさせていただきましたが、事務局としては、環境審議会からの依頼

は具体的に示された基準案についての意見でありますことから、当審議会ではその依頼内容に沿った対応をしたいと考えております。したがって、具体的な提案をいただきました澁谷委員のご意見も審議会委員からの意見として環境審議会にお伝えいたしますし、それ以外の意見がありましたら、白木委員、吉中委員からいただいた意見とともに、環境審議会にお伝えしたいと考えております。

大変恐縮ではありますが、本日の報告と説明を受けて、また追加のご意見があれば、次回の環境審議会は6月8日を予定しており、そこで当審議会からの意見も反映した基準案を審議すると聞いておりますので、その都合も踏まえまして、今日は17日ですけれども、21日の日曜日を期限として、改めてご意見を事務局まで提出していただければと考えております。

○露崎会長 今回の説明につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見、確認事項等がございましたらお願いいたします。

○白木委員 一つ確認したいのですが、環境審議会からは、法アセスの配慮書がカットされることに対して、こういった基準案で大丈夫かという意見照会があったとおっしゃっていましたが、そのとおりですか。

○事務局（石井課長補佐） 環境審議会からの依頼文書は皆様にお示ししていなかったかもしれませんが、環境影響評価法に基づく手続が一部省略されるなど、環境影響評価審議会が所管する事項に関わりがあることから意見を聴取するという依頼でございました。この道基準案に対する意見が前回示されましたが、具体的な基準案について意見を願いますという担当課からの説明でしたので、そういうことかと考えております。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 今回の件に関連して確認ですが、基準案についての環境影響評価審議会の意見を聞いてきているという理解でよろしいですか。

○事務局（石井課長補佐） その他－1の資料の最後は前回の資料なのですが、そこに、ご意見をいただきたい事項として、担当課から説明のあった内容とその内容はここですという矢印が描いてあります。要するに、今回もその他－2として具体案をつけておりますが、どういう区域が除外区域や考慮区域・事項に当たるのかについて意見を求められていると考えております。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 配慮書がなくなるということももちろんあるのですが、それ以上に、この促進区域というのは、再生可能エネルギーの適地として、あるいは、地域の活性化のために、環境影響が少ない、環境に負荷を与えないといった条件もふまえて、道として優良物件として推薦できる場所を積極的に選んでいくものだと私は捉えていますし、実際、そうだと思うのです。そのような適地を戦略的に選出するための制度であり、そこに、補助金や、配慮書をなくすといった優遇措置をつけるということですので、配慮書相当部をカバーしているかということだけではないと思うのです。特に、このアセス審議会では、今までの

審議の中で、法アセスの問題点といいますか、法アセスでは限界があって指摘できないようなこともあったと思います。そういうことも踏まえて、道として本当に積極的に推薦できるような環境負荷のない環境基準をつくっていくことが重要なのかなと思っているのです。環境審議会から出されている照会内容がそういった内容になっていないのかもしれないのですが、今までの話を聞いていると、環境審議会が求めているような意見照会になっていないのかなという気がしました。

吉中委員、いかがでしょうか。

○吉中委員 私が先ほど基準案について意見を求められているのですかとお聞きしたのは、まさにそういうことなのです。環境審議会に出ていた者としては、区域がどうかとか、配慮書手続がなくなることそのものはどうですかというより、基準案について、環境影響を最小限にするにはどうすればいいのかについて、専門家が集まっているこの審議会の意見を求められていると理解しておりましたので、単に、具体的な区域のみ、あるいは、配慮書手続の省略のみというのは環境審議会が求めていたこととちょっと違うのではないかなという気がしております。

○事務局（石井課長補佐） 制度設計についてはまさに環境審議会で検討するために環境審議会に諮問されていると考えておりますので、当審議会はそこについて検討する立場ではないと考えております。

また、環境審議会事務局からの説明では、照会事項がこのようになっておりますので、こちらとしてはいただいた内容に対して意見をするというのが対応の仕方なのかなと考えます。

○吉中委員 それであれば、環境審議会でもう一度提議したいと思います。

ただ一方で、例えば、その他－３の３ページ目の事務局の考えというところに環境審議会に諮問している案件を当審議会でも重複して審議することには問題があると書かれていますよね。それで、環境審議会からこの審議会に審議してほしいという依頼が来たのになぜ問題があるのか、私には全く理解ができません。前回、私は途中でいなくなってしまうけれども、このことについて審議をした結果、こういう意見を出すということになったのではないのですか。あるいは、審議せずに意見を出すということなのでしょう。

○事務局（石井課長補佐） 同じことを重複して審議することはないと考えております。諮問されたのは、あくまでも環境審議会です。前回、環境審議会事務局からこういうものについてこういう対応をお願いしますという説明がありましたので、そのように対応しているということでございます。

○吉中委員 では、事務局のお考えの重複して審議することには問題があるというのはどういう意味なのでしょう。この審議会は、環境審議会では専門的な観点から審議ができない環境影響評価という観点で審議が求められているのではなかったかなと私は理解しているのですけれども。

○事務局（石井課長補佐） それは前回の事務局からの説明内容とはちょっと違うかと思

います。こちらに依頼のあった内容は、先ほど説明をしたとおりでございます。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 その他－3の1ページ目の露崎会長のご提案というところに当審議会への依頼は漠然としているためとありますので、もう一度、環境審議会に持ち返って、もう少し具体的な照会事項を作成していただいて、それに基づいてこちらで審議するという形ではないのかもしれませんが、それに対する意見や対応をするということでもよろしいですか。

○事務局（石井課長補佐） それは環境審議会で検討していただければいいのかなと思います。

○白木委員 そういうものが出来れば、こちらとしては対応できるということですか。

どうしてこういう話になったかという、要するに、配慮基準は、内容的にはアセス審議会に出席なさっている委員の方々の様々な専門分野と非常に密接に関わりがありますし、皆さんはアセスを扱っているという経験もありますよね。そのような経験や知識がないと、適切な配慮基準をつくることはかなり難しいと思われるので、アセス審議会から意見をいただければいいのではないかと、ということからこの意見照会が出てきたのです。ですから、そういった要望がかなえられるような照会の仕方を考えていただくように環境審議会に求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○露崎会長 それは、そちらで決めることです。

○吉中委員 環境審議会でももちろん議論していきたいと思いますが、今回まとめていただいた露崎会長のご提案のところにある、知事意見の内容に沿ったものなので、このまま当審議会の総意として伝えるというのはどういう意味なのでしょう。審議もしていないのに総意として伝えるということでしょうか。

○露崎会長 当初はそうだったので、変えましたよね。

○事務局（石井課長補佐） ご異議があったので、そこについては取り下げております。説明が不足しておりました。ご異議があったものを伝えるということはいたしません。ただ、特にご異議のない委員もいらっしゃいましたことから、それは、委員の総意ということではなく、審議会の委員から出た意見の一つとしてお伝えしたいと考えております。

○白木委員 1番に関してということですか。

○吉中委員 すいません。よく分からないのですが、露崎会長のご提案の1番は、当審議会の意見ではなく、露崎委員の意見という形で向こうに伝わるということですか。

○露崎会長 総意を取るのは無理だろうというご提案がありましたので、名前を出すかどうかは不明ですが、個々の委員の意見として出すということです。

向こうから来ている文章を読む限り、私の理解はという話になりますが、その他－2のようなある程度の案があって、これに対して何か過不足はないかという点で意見を求められているということで対応するのが一番まとまりやすいのではないかと意識しておりました。

○吉中委員 そうすると、この審議会から環境審議会に出す紙の案というのは、今日はお示しただけでないということですか。

○露崎会長 紙については、多分、この文章が残るのですよね。

○事務局（石井課長補佐） そうですね。総意というのはありませんが、こういう意見がありましたということで、今までお寄せをいただいた意見も含めてお伝えするという事です。

○吉中委員 この審議会から環境審議会に提出する意見はこれではないということですね。その他－3ではなく、別のものがこれからつくられるということですか。

○事務局（石井課長補佐） 新たにつくるということはいたしません。出てきた意見をお伝えするという事です。

○吉中委員 すみませんが、全然分からないのですけれども。

この紙には、知事意見の内容に沿ったものですので、このまま当審議会の総意として伝えられればと考えておりますという文言がありますが、これはそのまま向こうに行くということですかと聞いているのです。

○事務局（石井課長補佐） ご意見がありましたので、そこは外れます。

○吉中委員 ということは、この審議会から出す文書は見せていただけないということでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 当審議会の委員から出てきた意見は、文章はそのままですが、こういう意見が出てきましたということでまとめてお示しして、環境審議会に提出するという流れを考えております。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 各委員から個別に出た意見を取りまとめて提出するという事ですよね。

例えば、私が意見をした区画として示すことの可能な保全すべきエリアは原則除外ということに対して、その下にその基準を記載することは難しいと思われましてという事務局の考え方が書かれているのですが、これも一緒に出すということですか。

○事務局（石井課長補佐） それは委員からの意見ではございませんので、出ません。

○白木委員 この四角で囲んである部分は提出するものではないということですか。あくまでこういう意見が出ましたよということを列挙して出すというイメージですか。

○事務局（石井課長補佐） そのとおりです。

○白木委員 それに関しては、今後も意見聴取をしていく機会があるということが回答されていますので、さらにこれから意見を聴取することはあるということによろしいですか。

○事務局（石井課長補佐） 今回は、環境審議会本体のほうの都合もありますので、21日の日曜日までとお願いをしておりますが、白木委員がイメージされているのは、恐らく、今回以外ということですよね。

○白木委員 そうですね。環境審議会においても、基準案自体がまだきちんとできているわけではなく、まだまだ進んでいないところなのです。やはり、ある程度できた案を見て

いただいて、ご意見をいただくということが適切だろうと考えておりますので、今後もお願いできればと私は思っています。

○露崎会長 ほかに何かございませんか。

○吉中委員 これは議事録に残していただければと思うのですが、この審議会では、具体的な除外区域に何を選ぶか選ばないかということよりも、むしろ配慮書手続をなくすことでどうということが考えられるのかを慎重に議論すべきだと私は思っています。特に、配慮書手続がなくなることで、これからは地域の協議会にそれに代わる審議が求められてくるのですが、各市町村においてそれだけの知見や技術、人材が確保できているのかというのは大変不安です。そういうときに、今までこの審議会で慎重に審議されてきたようなレベルの審議が本当にできるのだろうかと思うのです。ですから、それをできるようにするためには一体どういう手だてが北海道庁として必要なのだろうかということをしっかり審議したいと私は考えておりました。そういうことから、個別の区域とはちょっと違う観点からの意見を述べさせていただいたということです。

それから、具体的な除外区域についてですが、環境審議会では、これから再生可能エネルギー関連施設ごとの基準や区域案を検討することになっております。そうなってきますと、施設ごとの区域案を見た上で、環境影響評価審議会としても審議すべきことがきっと出てくるのではないかなと考えております。

○露崎会長 ご意見と情報をありがとうございます。

そのほかに伝えておきたいこと等がありましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、本件につきましては、環境審議会から示された道基準案への具体的な意見がさらにあれば、繰り返しになりますけれども、21日の日曜日までに事務局にメールにてお伝えください。

白木委員、吉中委員につきましては、さきに提案のあった環境審議会への回答案に対する意見について、本日の説明で、例えば、審議会の総意という点は撤回されておりますので、適宜、修正をよろしく願いいたします。

以上で本件は終了いたします。

これをもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしく申し上げます。

○事務局(石井課長補佐) 本日は、三つの諮問案件のご審議のほか、もう一つございましたけれども、どうもありがとうございました。

今回の令和5年度第2回北海道環境影響評価審議会は、日程調整をさせていただいておりましたが、6月16日金曜日の開催を予定しております。開催方法につきましては、今回と同様、オンラインを併用した札幌市内の会議室での開催を考えております。詳細が決まりましたら改めてご連絡をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

#### 4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。  
長い時間、お疲れさまでした。

以 上